

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【公開番号】特開2004-83723(P2004-83723A)
 【公開日】平成16年3月18日(2004.3.18)
 【年通号数】公開・登録公報2004-011
 【出願番号】特願2002-245830(P2002-245830)
 【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 47/00
 B 2 4 B 37/00
 C 0 8 J 5/14
 C 0 8 L 101/00
 H 0 1 L 21/304
 //(C 0 8 L 47/00
 C 0 8 L 23:08)

【F I】

C 0 8 L 47/00
 B 2 4 B 37/00 C
 C 0 8 J 5/14 C E Q
 C 0 8 L 101/00
 H 0 1 L 21/304 6 2 2 F
 C 0 8 L 47/00
 C 0 8 L 23:08

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月11日(2004.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非水溶性マトリックスと該非水溶性マトリックス中に分散された水溶性粒子とを含有する研磨パッド用組成物において、該非水溶性マトリックスは架橋1,2-ポリブタジエンと、架橋1,2-ポリブタジエン及び架橋エチレン-酢酸ビニル共重合体の両方を除く他の架橋重合体(但し、カルボキシル基、アミノ基、ヒドロキシル基、エポキシ基、スルホン酸基及びリン酸基の群から選ばれる少なくとも1種の官能基を有する架橋重合体、並びにポリブタジエンゴムを除く。)とを含有し、該架橋1,2-ポリブタジエンは、該非水溶性マトリックス全体を100質量%とした場合に10質量%以上であることを特徴とする研磨パッド用組成物。

【請求項2】

非水溶性マトリックスと該非水溶性マトリックス中に分散された水溶性粒子とを含有する研磨パッド用組成物において、該非水溶性マトリックスは架橋1,2-ポリブタジエンと架橋エチレン-酢酸ビニル共重合体とを含有し、該架橋1,2-ポリブタジエンは該非水溶性マトリックス全体を100質量%とした場合に10質量%以上であり、且つ、該架橋1,2-ポリブタジエンは該架橋1,2-ポリブタジエンと該架橋エチレン-酢酸ビニル共重合体との合計を100質量%とした場合に50質量%以上であることを特徴とする研磨パッド用組成物。

【請求項 3】

上記非水溶性マトリックスは、更に、架橋 1, 2 - ポリブタジエン及び架橋エチレン - 酢酸ビニル共重合体の両方を除く他の架橋重合体を含有する請求項 2 記載の研磨パッド用組成物。

【請求項 4】

上記他の架橋重合体は、架橋ポリエチレン重合体、架橋アクリロニトリル - スチレン - ブタジエン共重合体、及び架橋スチレン - ブタジエン - スチレン共重合体のうちの少なくとも 1 種である請求項 1 又は 3 に記載の研磨パッド用組成物。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のうちのいずれか 1 項に記載の研磨パッド用組成物からなる研磨部を備えることを特徴とする研磨パッド。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明は、下記(1)～(4)の研磨パッド用組成物及びこれを用いた研磨パッドを提供する。

(1) 非水溶性マトリックスと該非水溶性マトリックス中に分散された水溶性粒子とを含有する研磨パッド用組成物において、該非水溶性マトリックスは架橋 1, 2 - ポリブタジエンと、架橋 1, 2 - ポリブタジエン及び架橋エチレン - 酢酸ビニル共重合体の両方を除く他の架橋重合体(但し、カルボキシル基、アミノ基、ヒドロキシル基、エポキシ基、スルホン酸基及びリン酸基の群から選ばれる少なくとも 1 種の官能基を有する架橋重合体、並びにポリブタジエンゴムを除く。)とを含有し、該架橋 1, 2 - ポリブタジエンは、該非水溶性マトリックス全体を 100 質量%とした場合に 10 質量%以上であることを特徴とする研磨パッド用組成物。

(2) 非水溶性マトリックスと該非水溶性マトリックス中に分散された水溶性粒子とを含有する研磨パッド用組成物において、該非水溶性マトリックスは架橋 1, 2 - ポリブタジエンと架橋エチレン - 酢酸ビニル共重合体とを含有し、該架橋 1, 2 - ポリブタジエンは該非水溶性マトリックス全体を 100 質量%とした場合に 10 質量%以上であり、且つ、該架橋 1, 2 - ポリブタジエンは該架橋 1, 2 - ポリブタジエンと該架橋エチレン - 酢酸ビニル共重合体との合計を 100 質量%とした場合に 50 質量%以上であることを特徴とする研磨パッド用組成物。

(3) 上記非水溶性マトリックスは、更に、架橋 1, 2 - ポリブタジエン及び架橋エチレン - 酢酸ビニル共重合体の両方を除く他の架橋重合体を含有する上記(2)に記載の研磨パッド用組成物。

(4) 上記他の架橋重合体は、架橋ポリエチレン重合体、架橋アクリロニトリル - スチレン - ブタジエン共重合体、及び架橋スチレン - ブタジエン - スチレン共重合体のうちの少なくとも 1 種である上記(1)又は上記(3)に記載の研磨パッド用組成物。

(5) 上記(1)乃至上記(4)のうちのいずれかに記載の研磨パッド用組成物からなる研磨部を備えることを特徴とする研磨パッド。